



Title	扇面散図屏風について：近世京都狩野派の合同作品
Author(s)	田中, 敏雄
Citation	デザイン理論. 2014, 64, p. 100-101
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/56388
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

扇面散図屏風について — 近世京都狩野派の合同作品 —

田中敏雄／大阪芸術大学

近年、日本絵画史研究において、狩野派の研究が深まる中、近世の江戸狩野派だけでなく、京都で活躍した狩野派の画家達についての研究も進められている。京都での狩野派は、古くから狩野山楽の系譜の京狩野家の研究が進んでいたが、近年は鶴沢探山の系譜の鶴沢派の研究や展覧会が催されるようになった。又、京都では京狩野や鶴沢派以外の狩野派の画家達も活躍している。江戸時代中期以降百花繚乱の如く咲いた京都画壇の画家達の多くは京都の狩野の様式を学び、飛び立っていったのである。今回、紹介を試みた作品は流派や家系での作品ではなく、京都に在住する狩野派の画家達の流派や家系を超えた合同の作品である。

今回、紹介するのは「扇面散図屏風」である。この「扇面散図屏風」（六曲一隻）は岐阜県高山市の高山別院（照蓮寺）に所蔵されている。現在はもう一隻の貼交屏風と組になって六曲一双の屏風として所蔵されている。

この「扇面散図屏風」に関する伝来等の事項については不詳である。この屏風に関する高山別院の記録は寺院に残された明治28年の『寺跡取調書』の“宝物”的ところにみられる「色紙短冊貼交金屏風（加賀千代等の筆、芭蕉書簡）一双」とあるのがこれにあたる。色紙や短冊等を貼り交ぜた金屏風は高山別院が所蔵していたものをまとめて、取調書が書かれた明治28年以前に金屏風に仕立てられたようである。もう片双の屏風も扇面をまとめて「扇面散図屏風」に仕立て直して一組（六曲一双）の屏風にしたものと思われる。

今回紹介する「扇面散図屏風」は前述した

ごとく、金地の六曲屏風に一扇につき3枚づつ（一曲だけ2枚）扇面が貼られている。合計で17面である。

向かって左の上から

1. 狩野永常筆 墨梅図 紙本墨画
2. 堀 索道筆 若松図 紙本着色
3. 藤井守猶筆 鷺に菖蒲図 紙本着色
4. 藤井守猶筆 浜松図 紙本着色
5. 狩野永常筆 月に杜鵑図 紙本墨画
6. 堀 索道筆 泊船図 紙本墨画
7. 鶴沢探索筆 燕図 紙本淡彩
8. 狩野永常筆 牡丹に猫図 紙本淡彩
9. 鶴沢探泉筆 柳に蝉図 紙本淡彩
10. 鶴沢探泉筆 花木図 紙本着色
11. 山本探川筆 寿老人図 紙本墨画
12. 山本探川筆 芦雁図 紙本墨画
13. 藤井守猶筆 月に楓図 紙本着色
14. 堀 索道筆 秋草図 紙本着色
15. 石田幽汀筆 旭に鶴図 紙本淡色
16. 藤井守猶筆 寒山拾得図 紙本墨画
17. 藤井守猶筆 雪景山水図 紙本墨画

以上である。

それぞれ狩野永常が3面、堀索道が3面、藤井守猶が5面、鶴沢探索が1面、鶴沢探泉が2面、山本探川が2面、石田幽汀が1面描いている。この内の堀索道筆の「若松図」と藤井守猶筆の「鷺に菖蒲図」には裏面の墨書きが透けて見える。これは裏打ちの紙に墨書きのあるものを用いたか、もと何かに貼ってあった下張りが付いていたのか等々考えられる。又、この「扇面散図屏風」は7人の画家によって17面の扇面に描かれているが、この屏風は後に仕立て直されていて、一人の画家の

扇面を描いた数に不均衡があり、もとはもう少し数があったように思われる。

次に扇面を描いた画家について記すと、

○狩野永常 (1731～1787)

京狩野家の永良の養子で、京狩野家の第七代である。京狩野家

○堀 索道 (1739～不詳)

鶴沢探索の門弟。明和4年 (1769) 法橋叙任。鶴沢派

○鶴沢探索 (1729～1797)

鶴沢探鯨の子。鶴沢家三代である。明和6年 (1769) 法橋叙任。鶴沢派

○山本探川 (1721～1780)

山本宗川の養子。山本家第五代である。明和6年 (1769) 法橋叙任。山本派

○鶴沢探泉 (生年不詳～1816)

鶴沢探索の子。寛政4年 (1792) 法橋叙任。寛政11年 (1799) 法眼叙任。鶴沢家四代。鶴沢派

○石田幽汀 (1721～1786)

鶴沢探鯨を師とし、円山応挙の師である。宝暦7年 (1757) 法橋叙任。安永6年 (1777) 法眼叙任。鶴沢派

○藤井守猶については署名には「守猶画」とあり、「藤井」(白文方印)と読める印 章がある。ここでは、「藤井守猶」とする。この画家については不明であるが、署名に「守」の字を用いていることから、これらの扇面を描いた画家達の中で「守」字を用いるのは鶴沢派の画家と山本派の画家である。山本派の場合は家系的画派であり、鶴沢派の場合は画派系譜で、多くの門弟がいるので、「守猶」は鶴沢派の画家ではないかと思われる。

以上の画家達の所属の画派を見ると、京狩野が1人。鶴沢派が5人。山本派が1人である。この「扇面散図屏風」に貼られる前の扇面の数は不明であり、一概に述べられないが、

鶴沢派が多い。それは京都における狩野画派の中で、鶴沢派の画家達の占める割合いが多いからであろう。京狩野家にしても、山本派にしても、どちらかと言えば、家としての血縁での家系的画派であるのに対して、鶴沢派は画派の拡充を謀った画系的画派であったことを示す。

次に、これらの扇面画が何時頃制作されたかであるが、扇面を描いた画家達の生没と各位の署名をもとに考えると、

狩野永常の署名は「狩野縫殿助筆」

1731～1787年の制作

石田幽汀の署名は「法橋幽汀筆」

1757～1777年の制作

山本探川の署名は「法眼探川筆」

1769～1780年の制作

鶴沢探索の署名は「法眼探索」

1769～1797年の制作

堀索道の署名は「法橋索道筆」

1769年以降

鶴沢探泉の署名は「守之画」

1790年以前

以上の各画家の扇面制作年代をまとめると、明和6年 (1769)～安永6年 (1777)が想定される。

次に、この狩野派合同の作品である扇面画の注文主であるが、現所蔵者である高山別院は京都の東本願寺の別院である。他にも宮廷の絵所預であった土佐光高筆の屏風も所蔵されていることでもあり、この扇面画屏風(もとの形状は不明)は東本願寺の注文により描かれ、後に高山別院に渡ってきたものと思われる。この「扇面散図屏風」は京都の狩野派の合同作品であり、各派の繋がりを示す一つの資料である。